

# 文教厚生常任委員会会議録

[平成24年 6月18日開催]

南あわじ市議会

# 文教厚生常任委員会会議録

日 時 平成24年 6月18日  
午前10時00分 開会  
午後 0時42分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（6名）

委 員 長	川 上 命
副 委 員 長	久 米 啓 右
委 員	森 上 祐 治
委 員	小 島 一
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	登 里 伸 一

### 欠席

議 長	楠 和 廣
-----	-------

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

### 説明のために出席した者の職・氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
教 育 長	岡 田 昌 史
市 民 生 活 部 長	入 谷 修 司
健 康 福 祉 部 長	藤 本 政 春
教 育 部 長	岸 上 敏 之
市 民 生 活 部 次 長	久 田 三 枝 子

健康福祉部次長兼長寿福祉課長	小 坂 利 夫
教 育 部 次 長	太 田 孝 次
市民生活部市民課長	塔 下 佳 里
市民生活部税務課長	藤 岡 崇 文
市民生活部収税課長	福 原 敬 二
市民生活部生活環境課長	高 木 勝 啓
健康福祉部福祉課長	鍵 山 淳 子
健康福祉部保険課長	川 本 眞 須 美
健康福祉部健康課長	小 西 正 文
健康福祉部少子対策課長	田 村 愛 子
教育委員会教育総務課長	片 山 勝 義
教育委員会学校教育課長	安 田 保 富 (学校教育指導主事)
教育委員会人権教育課長	大 谷 武 司
教育委員会生涯学習 文化 振 興 課 長	山 見 嘉 啓
青少年育成センター所長	高 辻 隆 雄

参考人

紹 介 議 員	中 村 三 千 雄
参 考 人	大 塚 昭 宏

## II. 会議に付した事件

1. 付託案件	5
① 議案第52号 南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について	16
② 議案第53号 南あわじ市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例制定について	17
③ 議案第54号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について	19
④ 議案第60号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	23
⑤ 議案第59号 平成24年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	31
⑥ 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について（淡路人形浄瑠璃館）	35
⑦ 議案第56号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	50
⑧ 請願第2号 30人以下少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する件	5
2. 閉会中の所管事務調査の申し出について	51
（1）教育の充実・文化、スポーツの振興と関係施設の整備について	
（2）人権施策について	
（3）税の賦課徴収について	
（4）医療体制と健康づくりの推進について	
（5）青少年の健全育成について	
（6）福祉対策について	
（7）介護保険と高齢化社会対策について	
（8）生活環境の整備推進について	
3. その他	51

## III. 会議録

# 文教厚生常任委員会

平成24年 6月18日(月)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 0時42分)

○川上 命委員長 おはようございます。

ただいまから、文教厚生常任委員会を開かせていただきます。非常に心配なのは、蒸し暑い日が続いておりますが、台風が日本直撃というような形をとっております。非常にこの台風避けてくれればいいんですけど、被害が出ないように願うばかりでございます。

また、昨日は私も父の日ということで、75年の人生の中で初めて家族から、食事に誘われて一応、御苦労さんということを言われてまあ珍しい話でございますが、男の値打ちも大分上がってきたような感じもするわけでございます。

それと、先月の委員会におきまして、文教委員会から国保税に対しましていろいろと申し上げましたところ、早速ながら、ありがたい回答をいただきまして、きょうは十分審議させていただきますが、ありがとうございます。

それと、文教委員会といたしましては、7月の9日、10日と今当面、南あわじ市が学校統合・統廃合という形、また幼保一元化という問題を抱えております。そういったことから、議員さんはもちろんのことですが、視察、研修視察ということで、執行部の方にも迷惑をかけるわけですが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、執行部の中田市長。

○市長(中田勝久) おはようございます。

今も委員長さんからお話がありましたとおり、台風、本当にこの日本列島直撃の今、様相でございます。何とか大きな被害がないように願うところでございます。

さて、きょうは文教厚生常任委員会の委員会付託、非常に案件も多いわけですが、特に国保の問題等がございます。適切妥当な御決定をお願いいたす次第でございます。

それから、きのう大鳴門橋記念館で、ずっとこれまで27年間、人形座公演、上演してきたところでございますが、きのうが最終の公演ということになりました。また、委員長さんには御出席賜りましてありがとうございました。27年、次に新しいスタートになるんですが、私もちょっときのう最後に一言、理事長ということで何かこういろいろ今の新しい会館とこれまで全部ではないですが、私も議会そして町長、市長という中で人形の関係かかわってきた一人として、何か胸が熱くなって言葉が詰まるような場面もあったんですが、やはり新しいスタートに向かってまた、皆さん方のお力をお借りして、これまで本当は、人形、一人一人が皆さん振り返ってみたら私わかんと思うんです。初代の森さんが、本当にこれは何とかして残さないかんという熱い思いで、ソ連巡業からああいうふう積極的にやられた経緯があるから、あのときあれなかったら今この人形、果たして淡路の5

00年の伝統の人形ですやていう形が残っとるか、いうとこに端を発してもらって、やはり南あわじ市民全体がそういう先達の人たちの思いを、ともにここで盛り上げていこうという気持ちに私はなってほしいなど、きのう最後のときにちょっと胸詰まらせたんはそんな思いが頭を巡ったからでございます。どうぞ余分なことを申し上げましたが、皆さん方にもよろしくお願いを申し上げる次第でございます。あとまたちょっとほかの所用入りますので、よろしくお願いたします。

#### 1. 付託案件

- ⑧ 請願第2号 30人以下少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する件

○川上 命委員長 ほな、どうぞ。

それではただいまから、第43回定例会において当委員会に付託された議案について審査を行います。

まず、請願1件が当委員会に付託されておりますので、次第の順序を変更し請願の審査を行うことに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川上 命委員長 異議がございませんので、請願2号、30人以下少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する件についてを議題とします。

審査に当たり、会議規則第130条の規定により紹介議員の中村三千雄議員、並びに地方自治法第109条第6項の規定により、参考人として、兵庫県教職員組合三原支部より大塚昭宏様に説明のために出席を求めておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川上 命委員長 異議がございませんので、説明を求めることにします。  
暫時休憩します。

(休憩 午前10時05分)

(再開 午前10時06分)

○川上 命委員長 再開をします。参考人の方よろしくお願いたします。

まず大塚様は初めてでございますので、ちょっと自己紹介をいただきたい。

○参考人（大塚昭宏） 失礼します。兵庫県教職員組合三原支部の書記長をさせていただきます大塚と申します。よろしく申し上げます。

○川上 命委員長 それでは紹介議員より趣旨説明を求めることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川上 命委員長 異議がございませんので、趣旨説明を求めます。  
中村三千雄議員。

○紹介議員（中村三千雄） それでは、紹介議員として趣旨説明をさせていただきたいと思えます。

兵庫県教職員組合三原支部の支部長堀川義民さんから、30人以下少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する件ということで、請願書が参っております。請願書の全文については、皆さん方議員さんのお手元に配付してございますので、改めて全文を読むのを割愛させていただきまして、趣旨だけを御説明させていただきたいと思えますので、よろしくお申し上げます。

この請願につきましては、過去、旧町時代より形が変わるけれどもこのような請願が各市町に出されて、それぞれの町議会において請願が採択されたと経過があり、市が合併してから8年になるんですけれども、この時期にこのような形で請願が出されてございます。やはり議会といたしましても、請願というのは国民の一つの権利でございまして、そういうふうな正式な形で請願書が採択されれば、皆さんにお諮りし、ひとつ御審議の上、御採択をお願いしたいというのが請願人の趣旨であるといえますし、その紹介議員としてこのたび私が紹介をさせていただくわけでございます。先ほど申し上げましたように、やはり人口減とかいろいろありますけれども、やはり国の一つの教育行政の中で、OECD40カ国が加盟している一つの教育水準まで、日本はやっぱり上げていかなければいけないというようなことで、毎年このような請願が出されておるわけでございます。特に、過去40人学級にという請願もありましたけれども、今はそういうふうなことで30人学級ということの中で、こう請願出されておるわけでございます。今、請願の効果といえますか、そういうふうな波及というものにつきましては、後ほど請願者から過去の経過なり今日に請願出させていただきました、そういうふうな主たる志については、御説明なり質疑に応じて、皆さん方の御了解を得、請願を採択していただきたいという思いでございます。

ので、そういうようなことを十二分に、御理解をいただきましてお願い申し上げたいと思います。

請願の主たる趣旨につきましては、少人数学級を推進すること、具体的学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するために、30人以下学級とする1点。

2点目には、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担金制度の堅持とともに国庫負担割合を2分の1に復元すること、というのが請願の趣旨でございますので、ひとつ委員の皆様には十分御審議の上、御了解をいただきまして何とぞ採択していただきますように、紹介議員としてお願い申し上げまして私の趣旨の説明とさせていただきます。

終わります。

○川上 命委員長            どうもありがとうございました。趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ございませんか。

小島委員。

○小島 一委員            おはようございます。

何点かちょっとお伺いをしたいんですが。今、中村紹介議員からのいろんな趣旨説明をお聞きしたんですけれども、ほかにですねこの請願は毎年出されておるんですけども、ほかにどういうふうなこの活動というんですか、ことをやられておるのかちょっとお聞かせいただけますか。この請願以外にですね。組合として。

○川上 命委員長            参考人、大塚様。

○参考人（大塚昭宏）        失礼します。こちらとしましては、子供たちがよりよい教育環境の中で、教育を受けられるためにということで、教育条件のほうの整備であるとか、それからこの教職員定数の定数の配置のことについて、現場の意見をこちらとしては吸い上げてまして、子供たちがよりよい環境で勉強に取り組めるようにということで、いろんな県、それから国のほうに意見のほうを出させていただいてるところであるんですけども、それがこの今回出させていただいてますその請願書については、そのうちの一つであるというふうにとらえていただいたらと思います。あと、市長のほうでは教育予算とか、そういったことについても拡充のお願いしたいというふうな取り組みをしています。

○川上 命委員長            小島委員。

○小島 一委員 総括的な活動の一端というふうなことなんですけど、例えばこういう30人以下にしてくださいよというふうな趣旨については、我々は反対するものでも何でもないんですけども、例えばPTAであるとか、この教職員組合全部の先生が加入されとるんかな、僕もちょっとよくわからないんですけども、例えば管理教員等ございますわね、そういうふうな方もやはりどういうふうな巻き込み方の運動をされているんかどうかなというふうなんお聞きしたいんですけど。

○川上 命委員長 参考人、大塚様。

○参考人（大塚昭宏） 今の件につきましてなんですけども、毎年秋に、豊かな兵庫の教育を創造する運動ということで保護者の、それから我々教職員のほうで、意見のほうを採択しまして保護者のほうにも呼びかけて、30人学級の早期実現の取り組みをということで、PTAのほうにもお願いをしているところであります。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 やっぱりそれに対して、PTAのほうは何か動きがあるんですか。

○川上 命委員長 参考人、大塚様。

○参考人（大塚昭宏） 動きというか、全体的にはその意見につきまして、おおむね賛同のほういただいているところであります。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 それともう1点、旧町の時代からずっとこういう活動やっておられて、そのいまだにそういう30人学級に至っていないんですけども、何で早急にならない国の体制が悪いのかどうか、それともほかに何か問題があるんか、それとあと1点これをする事によって、これまで何か何らかの成果といえるものかどうかわからないですけど、そういうのはございましたでしょうか。

○川上 命委員長 参考人、大塚様。

○参考人（大塚昭宏） 国のほうとしましては、今の40人学級の定数に変わっていったのが、今からちょうど20年前、1980年から91年にかけてということで、教育内

容の質的充実ということで、40人学級を実施してきたという経緯があります。それ以降93年度から2000年度にかけて第6次の学級編成の、変遷ということで、個に応じた多様な教育の展開ということで、個に応じたより充実した教育活動をとということで改善のほうしてきてます。2001年度から2006年度にかけて、基礎学力の向上と少人数のきめ細まやかな指導ということで、これも改善のほう、加配教員のほう張りつけてしてきていまして、2011年度、昨年度から2018年度にかけて、新教職員定数改善計画というのを国のほうで発表しています。国のほうにつきましては、新公立義務教育諸学校、教職員定数改善計画案というのを22年の8月27日に文科省のほうで出していまして、これによって、30年ぶりに40人学級を見直し、35、30人学級の実現など10年ぶりの新たな教職員定数改善計画というのを、策定のほう今進めているところであります。今、23年度においては、新1年生、小学校1年生においては35人学級のほうの実現しまして、35人のほうで進めているんですけども、2年生のほうにつきましては、法改正のほうがちよっと見送られまして、35人では今現在なっていません。ただ、加配というのがついていまして、実質2年生においては35人学級ができるという程度の国のほうでの、加配のほうがされているところであります。今後29年度30年度に向けて、小学校1年生で30人学級に変えていこうというふうな運動がなされています。これはもう、全国からそういった要請が上がってるということで、国のほうでの今現在の取り組みということでもあります。

以上です。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 最後の質問です。今のは組合のほうの模範的な答弁やと思います。先生、個人的にですね、例えば30人以下南あわじの小学校がほとんどが30人以下のクラスやと思うんですけども、一クラスの子供さんの数を少なくすることで、今言われたような効果が本当に上がるのか、ほかに教育制度とか、いろんな大学までの、それから大学出たからの社会のニーズとかによっても、やはりこの子供さんの勉強のやり方姿勢云々いろいろ変わってくると思うんですけども、実際どないですか、40人から30人に変えることで劇的にというか、かなり効果期待できるものなんですかね。

○川上 命委員長 参考人、大塚様。

○参考人（大塚昭宏） 私、小学校のほうにずっと勤務していたんですけども、この職につくまでは福良小学校のほうに勤務させていただきました。子供のほうも非常に大変少なくなりまして、今現在、福良小学校でも300人切りまして、ことしの1年生の入学者

数が31人というふうな状況にあります。ちょうど南あわじ市のほうでも二クラスあった学校のほうが、ちょうど人数が減ってしましまして、一クラスかどうかというふうな、人数まで減ってきています。今の中学校2年生におきましては、福良小学校ちょうど40名ぴったりということで、それ以前の小学校、小さな学年のときは、加配等もついてまして、少人数で授業できてたんですけども、高学年になっていきなり40人ということで、やっぱりいろんな子供たちの中での問題等もいろいろ起きてきています。人数が少なくなればなるほど、やっぱりきめ細やかな目の行き届いた充実した指導のほうができるということで、学習のほうでは兵庫県のほうは、兵庫型教科担任制ということで、教科によって担任の先生がこう変わったりということで、少人数のほうも含めながら、できるだけ基礎学力をつけていくような授業できるんですけども、やっぱり学級集団となったときに、40人っていうふうになったときに、やっぱりこう目の行き届かないようなところが出てきたりというふうなことで、やっぱり30人。人数が減ればへるほど、担任、それから子供たちの関係ということも、深まっていきますし、それから子供たちに中でも、やっぱり学級集団における発言とか、立場とかそういうものも一人一人の存在というのが非常に大きなものになっていくんじゃないかなと思いますので、30人、人数減れば減るほどそれだけの学級の学級づくりにおいては非常に効果が高いんじゃないかなというふうに考えております。

○川上 命委員長           ほかに。  
    登里委員。

○登里伸一委員           おはようございます。はじめ単純にですね、南あわじ市立の小中学校では、もう30人以上の学級数というのは、全体で何%というよりも何学級あるのでしょうか。

これから、統合も目に据えますとどれぐらいの率があるのかなというのが、非常に興味ある。一応この学校要覧を見ましたが、小学校は大きな学校以外は、ほとんど中学校がもうないからと思うんですね。それで、その点はいいとしましても、30人以下を一遍に40人から35人じゃなくて、30人以下にしてほしいというその要望は、非常に人数的には飛んでおるなど、要望は多いんでしょうけどもその辺の35人を言わないというのは、どういう理由によるんでしょう。

○川上 命委員長           参考人、大塚様。

○参考人（大塚昭宏）           済みません。市内の状況につきましてなんですけども、ちょっと私のほうでは詳しいことは把握していないんですが、二クラスある学級につきましては、

市内のほうでは20人ちょっと超える程度の学級が多くなってきているということが、こちらで把握しております。ただ、一クラスのところにおきましては、やっぱり二クラスが一クラスになったという学校においては、やっぱり30人超えるような人数規模の学校も、少なからずあるというふう聞いております。その35人といわず30人というふうなどこなんですけど、私どもとしましては、30人が一応最終到達地点ということで、国のほうでは35人というふうな今、配置基準に変わってきていますので、35人といわずにそれ以上のその30人というのを、こちらとしては要求をしているということで、お願いしていきたいというふうなことでございます。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 要求はたくさん有利なほど出したらいいと思うんですね。この5月24日の教育新聞の何て言うんですかね、三重県の人が村長さんしとった人が全額義務教育費国庫負担せよと、そうしますと当時明治の初めですから、村としては地方自治体にしては公共事業やいろんなことができるので、そういう運動を始めたというようなことも、この天声人語のようなこの朝日新聞における欄で読みまして、ちょうど私ここにも送ってきてくれたものがありましたので読みました。なかなか教育新聞社の人もこういうことは知らなかったというようなことでありましたが、この非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件の格差も生じているというのは、どういうことでしょうか。そしてまた、南あわじ市でもそのような状況があるんでしたらお聞きしたいと思います。

○川上 命委員長 参考人、大塚様。

○参考人（大塚昭宏） 非正規雇用者の増大に見られるように教育条件格差も生じていますというのは、今の国の情勢ということで、景気のほうが低迷している状況で保護者のほうも、やっぱり職の定職につけないであるとか、それから収入のほうが減少しているということで、学校現場でも準要保護ですか、保護申請のほう申請されている保護者の方がたくさんいらっしゃいます。やっぱりその辺においても子供たちに、国の水準として一番適正な教育の水準をやっぱりお願いしたいということで、国のほうの国庫負担をきちんと確保して、国においてはどこの地域においても、同じような教育が受けられるようにということでお願いであります。

以上です。

○川上 命委員長 よろしいですか。  
登里委員。

○登里伸一委員      本市における状況はどんな。何かこういうの、あるんでしょうか。

○川上 命委員長      参考人、大塚様。

○参考人（大塚昭宏）      市の状況のほうは、ちょっと把握はしておりませんが、その各学校におけるその準要保護申請というのにつきましては、前任校においては非常に多いかなど、学級によってはそのクラスで8件、9件というふうな感じで申請のほうされているようなクラスもあります。私もその30人担任してたんですけども、そのうちの6、7件は準要保護申請のほうされてるような状況にもあります。

○川上 命委員長      よろしいか。ほかに。  
蓮池委員。

○蓮池洋美委員      学校現場では、先生が一番よくわかられて、こういうことをいつも出されておると思うんですが、先ほど同僚委員から言われた、この以外にほかの活動状況の中でこれと絡んでくるとは思うんですが、この法律を変えるということ自体については、あたりまえになるのかなとは思いますが、都市部とこういう地方によって大分差があると思うんですね。都市部でも少子化によってその地域によって、学童が減ってきておるといふ心配されておるところもあるんですが、例えば、学校の現場からみられて地方のほう、特に南あわじ市の場合には、複数学級あるのは福良と榎列と北阿万だけ。北阿万だけが1年生だけ、そやからこんなんも時間の問題で、福良でも私ら行っとったときは1,500人もおった。今、300人。これはもう先がもう見え見えなんですわな。そのうちもう1学級、1学級もつらつらになってくると思う。そういうときに、都市部とこういう地方のありようをこう求めていくの一律でなしに、都市部と地方のありようを求めていくようなことは考えてないんですか。例えば、その国に二段構えでせいというような要望なんかは、一つそれに絡んでくると、学校現場では組がえができるのが一番ふさわしいというて、よう聞いておるんです。そやけど、今複式でやるとところが何カ所かありますわな。そこらについては、先生方のほうからこれは編成がえせひともせないかんというような、こう熱い、熱意というのは聞こえてきいへんねんけど、そこらはどない思われてます。

○川上 命委員長      参考人、大塚様。

○参考人（大塚昭宏）      今の件につきましてなんですけども、複式学級等も淡路の中ではふえてきています。それから、ちょうどクラス数も二クラスの学校も少なくなってきた

いるということで、一クラスになってしまうとやっぱりその学級のクラスがえというのは、なかなかできない状況にあるというふうなことで、国のほう、県下にしても神戸市のほうとか、西宮とかの大きな規模、どこともやっぱりその辺の差のほうあるということは、重々理解をしているとこなんですけども、こちらとしまして、さっき言われたように、私個人的な意見ですけども、その国のやっぱり東京とか大都市部のほうと、やっぱりその地方ほうと、やっぱり大分差があるなというのは感じています。なので、個人的な意見としては、そういう二段構えの、そういう法律をつくっていただいて、その実態に応じて、していただくのはいいかなと。より現場に則した状況にはあるんじゃないかなというふうには思うんですけども、そのクラスがえというのは、本当にあったほうが、子供たちにとってもいいかなというふうには思うんですけども、30人を超えているような一クラスの学級のところがやっぱりあるわけで、そうなってくると非常に、学級がえはない。30人以上を超えているというふうな段階で、ずっと6年間過ごさなければいけないとなってきたときに、30人学級というふうにしていただいたときには、30人超えてると二クラス扱いというふうになりますので少なくとも、少ない人数になりますけども、クラスがえのほうができるというふうなことで、いいんじゃないかなということで考えています。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 それと先ほど、30人学級が最終的な目標やというように言われたんです。この今の状況が、何年か何十年か知らんけども、進むことによって、もう一学級30人学級にしても、もう一学級ということになりますわな。ほとんどが。そうするともう組がえなんてできるはずがない。だったら、30人をまだ目標下げとかなんだら、そういうクラスがえなんかこうできへんのかなという。

○川上 命委員長 参考人、大塚様。

○参考人（大塚昭宏） 日本の今の取り組みとしては、まず30人学級にしよう。ただその30人というのは、恐らくその大都市圏のもうどのクラスも40人に近いようなところの数でみたときの30人というのが、適正だろうというふうな取り組みだと思うんですけども、そのOECDでは小学校の適正規模が平均21人なんです。日本は、28.4人ということで、中学校のほうは日本は32.9人、OECD諸国で23.5人ということで、日本の水準もそこまで下がれば一番いいんでしょうけども、やっぱりその日本の世の中において大きな大都市圏のどこを考えたときに、一気にそこまで下げるのはちょっと難しいので、今の取り組みとしては30人というのを目指してということで、取り組みを進めているところです。

○川上 命委員長        よろしいか。ほかに。  
      質疑がございませんので、これで質疑を終結します。  
      暫時休憩します。

(休憩 午前10時35分)

(再開 午前10時36分)

○川上 命委員長        再開をします。  
      請願提出者及び紹介議員からの説明、また質疑も終わりましたので、次に委員間討議に移りたいのですが、その前に請願の内容等について執行部に何か聞いておきたいことがありましたら。ございませんか。  
      それでは、これより委員間討議を行います。  
      皆様から自由活発な御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。  
      どうですか。  
      小島委員。

○小島 一委員        今、請願者からいろいろな説明を受けたんですけども、感じるのやはりこれは全国一律10年、一律の請願ということで、それは国に出すんですから各地域によって対応を考えなさいというふうなものも難しいんかわかりませんが。やはりその辺が問題で、どない言うてええんですかね、やっぱりそれぞれ毎年毎年やっぱりその教育の中身、環境というものは考慮しながら、やっぱりそれに対応できるような方向でやはり、この請願を出してこないとやはりこの意見書もやっぱり市の議会が責任を持って出してるんですから、毎年同じ意見書というのいかなものかなというふうに私は考えております。

○川上 命委員長        ほかに。  
      森上委員。

○森上祐治委員        この請願は、先ほど紹介議員もおっしゃってましたように、合併以前からずっとこう出されている請願であります。御承知のようにその義務教育費国庫負担、もともとは2分の1だったんですけども、現在は3分の1に削られてると。地方の教育財政は非常に厳しい状況におかれているというのも御存じであると思うんですけども、それともう一つは、30人以下学級を目指してと、これは日本の学校現場の悲願であるんです

けれども、私はきょうの、先ほど質疑には参加せんかったんですけども、蓮池委員の意見を聞いてですね、私は非常に感銘を受けました。今まで私もなかった発想であります。

これだけ都市部と郡部が状況が変わってきている。都市部はどんどん人間が増える。地方は減りよると。大人も子供も、特に子供の数も減っていきよると。そういう状況の中で、全国一律の法律で子供は守られるんかというふうな、私は厳しい声として受けとめました。これは今、全国運動、日教組はやっとなるんですけども、やっぱりこういう現場の一議員の意見のほうは私はちょっと上いっとなるのではないかと。

もう一つは複式学級のこと。これも現場の教職員は法律がありますから、何年生は何人以下になったら、何年と何年は一つにまとめなさいよと、これがちっと法律がありますので、そういう枠の中で仕方がないなということで、私自身も長年教職生活そんな形でやってきました。しかし考えてみると、その辺も郡部は郡部ですね、やっぱり声を大にして教育環境改善に向けて、特に教職員組合も頑張らなあかんのかなと、私もかつてそういう組合員だった時代ありましたから、今になってきょうの意見を聞いて思います。したがって、これ私も後輩たちに教職員の後輩たちが持ってきた請願ですので、もちろん賛成するのはやぶさかさもありませんけども、きょうの蓮池委員の意見を聞いてですね、やっぱり日教組の運動もちょっとあるいは、その県の運動も自分たちのちょっとマンネリになってるような形を軌道修正していく必要もあるんでないかと、というようなことを私は感じました。

以上であります。

○川上 命委員長       ほかに。

小島委員。

○小島 一委員       私の意見ですけども、確かにこの請願を丸々否定するような内容のものではないと思うんですけども、今、同僚委員からもいろいろ意見が出たように、やはりもうちょっと精査していく必要があるのではないかなと。毎年何も考えずに請願が出てきたら採択して意見書出すというふうなことは、やはりちょっと地方議会の意見書としてはやはりちょっとぐあい悪いというふうに私も考えますんで、もうちょっと引き続いて継続して審議するべきでないかなというふうに私は思っております。

○川上 命委員長       ほかに。今の意見に対して。

何もございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川上 命委員長　それでは、委員間討議をこれで打ち切りますが、どうも各委員の意見から委員長として、このまま採決というわけにはもっていきにくいと思いますので、請願、委員長発委でひとつ雰囲気的なことで、継続審査というような形でもう一度蓮池委員、今、森上委員も言われたとおり、いろいろと蓮池委員も初めてああいった発言をされて非常に参考になったわけですので、継続でもう一度しっかりと勉強するというような形で継続審査という委員長発委で、どうですかいな。この委員間討議を聞いておりましたら、そういったことで、全員が異議がなければよろしいし、異議がある場合はもう採決にもっていただいて、どうですか。

(「異議なし」の声あり)

○川上 命委員長　それでは、正式に少人数学級の定数改善、義務教育国庫負担制度2分の1復元に関する件につきましては、ひとつ議長に対して継続審査ということ申し入れてよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○川上 命委員長　よろしいですね。全員よろしいですね。ありがとうございます。そういうことで。

一応委員会途中でございますので、よって全員の意見が一致しましたので、よって、請願第2号は継続審査することに決定しました。ありがとうございました。

① 議案第52号 南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

○川上 命委員長　それでは次に、議案の審査にあたり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川上 命委員長　異議がございませんので、提案理由の説明は省略します。

まず、議案第52号、南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 意見がございませんので、これで質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 なしですか。意見がございませんので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川上 命委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第52号、南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○川上 命委員長 ありがとうございます。挙手多数であります。  
よって議案第52号、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

② 議案第53号 南あわじ市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例制定  
について

○川上 命委員長 次に、議案第53号、南あわじ市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

久米委員。

○久米啓右副委員長 カードの利用条例の改正なんですけども、カード発行はこれは市独自で今されているんですか。例えばどこかに委託されてるか、それとも市のシステムでされてるかということです。

○川上 命委員長 市民課長。塔下さん。

○市民課長（塔下佳里） 発行につきましては、市民課のほうで行っております。ただし、点字加工については外部のほうに委託いたしております。  
以上です。

○川上 命委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 これは、外国人の登録法の改正、廃止ですね、伴うものなんです  
が、通称ですと日本名になるかと思うんですが、この非常に長い名前の人も出てくるか  
と思うんですね。それで、カードに書ききれへんという心配はないですか。

○川上 命委員長 市民課長。教えてください。

○市民課長（塔下佳里） 現在のところ、そのような方は想定しておりません。

○川上 命委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 最高何文字まで、入力できるシステムになってますか。

○川上 命委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 申しわけございません。文字数までは確認しておりませんが、  
カード以外に住民票につきましては、文字数がたくさんある方については、縮小して表示  
するというようなシステムとなっております。

○川上 命委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 ということは、カードも一応その縮小した、表示名ということで、  
発行するというところで、理解しといていいですかね。

○川上 命委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 申しわけございません。その点については、はっきりとただ  
いま、申し上げることができませんので、また調べまして報告させていただきます。

○川上 命委員長 よろしいか。ほかに。  
ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議を行います。  
何か御意見、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 意見がございませんので、討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川上 命委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第53号、南あわじ市住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○川上 命委員長 ありがとうございます。挙手多数であります。  
よって議案第53号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

③ 議案第54号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について

○川上 命委員長 次に、議案第54号、南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑はございませんか。  
登里委員。

○登里伸一委員 説明のところにはありますが、個人の市民税の均等割額の改正ということで、東日本大震災を受けて防災の目的のための増額で、500円ということでありま

したが、この使い道的なことは多少はわかっとうるのでしょうか。このたびの消費税の増税に対しても社会保障一体改革と言いながら、どんなようなものに社会保障に使いますよというのは、棚上げにされておりますような状況で、あんまりよくわからないんですけども、何かわかっておりましたら、お聞きしたいと思います。

○川上 命委員長 税務課長、藤岡。

○税務課長（藤岡崇文） ただいまの御質問でございますが、この個人住民税の均等割額の改正についてでございますが、御質問のとおり、復興増税関係ということでございますが、平成23年度から平成27年度までの、5年間の間に、全国の市町村で実施が予定されている復旧・復興のための、臨時的な税制の措置を講じること、ということで東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施するための、防災のための施策に必要な財源の確保にかかる地方税の臨時特例に関する法律というものも制定されまして、地方団体みずからが、財源を確保するということとし、平成26年度から、具体的には平成26年の6月からでございますが、十年間、平成35年度まで市民税のうち、均等割額について個人市民税500円、個人県民税500円合わせまして、1,000円を引き上げるという内容のものでございます。

○川上 命委員長 よろしいですか。ほかに。  
久米委員。

○久米啓右副委員長 本会議の質疑の中でも、質問されてたと思います。今の答弁でも一応、防災施設の財源がメインだというようなことだったと思いますね。ちょっとメモ書きでちょっと僕もはっきり覚えてないんですが、この一般財源化についてはこれは法で規制されてるのでしょうか、つまり一般財源として使うことはまかりならんということになってるんですか。

○川上 命委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） そのような具体的なことは、私どものほうでは把握しておりませんが、税制改正の説明会の中でお話があった内容でございますが、この条例を改正するしないにかかわらず、既にもう財源は国のほうで予定されているという中身で、この税制改正行わない場合は、地方交付税のほうで算入されないような形になるというようなお話があったように記憶はしております。

○川上 命委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 それとその500円ですが、県と合わせて1,000円なんですけども、これ市民全体にかからないんですね。ちょっと説明でちょっと聞き漏らして、また委員会で質問しようと思ったんですが、低所得者にはかけないというようになってると思うんですけども、その具体的なその仕分けをちょっと教えていただきたいと思います。

○川上 命委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 低所得者にはかけないというお話でございますが、当然均等割が非課税の方につきましては、当然均等割もかからないという形になっておりますが、今回のこの復興財源確保のための、税制改正分につきましては、全国的に広く集めるという趣旨の下で均等割額になったように聞いておりますが。

○川上 命委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 障がい者に対する配慮はなかったでしょうか。

○川上 命委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 私どものほうでは、その辺の内容は確認しておりません。

○久米啓右副委員長 終わります。

○川上 命委員長 よろしいですか。

小島委員。

○小島 一委員 一つ確認しておきたいんですけど、先ほどのこの500円の加算というのが、東日本大震災復興のため、防災目的の財源に充てると。これは、この集めた500円、県の500円で1,000円というのは、当然どこで使われるべきお金ですか。ここのでしょうか。

○川上 命委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 復興財源というお話で、国のほうでは東日本大震災からの復

旧・復興に必要な財源を当初の5年間、先ほどもお話させていただきました平成23年度から27年度までで、約19兆円と見積もっておりまして、このうちの約10兆円を増税で賄うということで、昨年11月に復興財源確保法を制定し、臨時増税、復興増税が決定されまして、それに関連しまして、全国の市町村で予定されてます先ほど説明させていただきました、緊急防災それと減災事業の地方負担分の約8,000億円については、地方で確保するというございますので、東日本の大震災というよりは、地方公共団体みずから行う減災的な事業の財源というお話だったというふうに聞いております。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 結局地方で負担する分の足らずをこれで賄えというふうな、趣旨と理解してよろしいんですか。

○川上 命委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 大まかにはそういう解釈になろうかというふうに思います。

○小島 一委員 終わります。

○川上 命委員長 ほかに、ございませんか。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

何か御意見、ございませんか。

意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川上 命委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第54号、南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○川上 命委員長 ありがとうございます。挙手多数であります。

よって議案第54号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
暫時休憩します。11時5分まで。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時05分)

④ 議案第60号 南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○川上 命委員長 再開します。

次に、議案第60号、南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 失礼いたします。事前に国民健康保険税納期の変更にかかる参考資料というのをお配りさせていただきました。今回保険税条例の改正とあわせて、保険税の納期の変更についても、条例改正を提案させていただいております。その内容につきまして、補足的な部分を御説明させていただきたいということで資料をお配りさせていただきました。今から少し時間をいただきまして、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の納期の改正内容でございますが、現在国民健康保険税の普通徴収にかかる納期につきまして、仮徴収4月を含みます年間5回となっております納期を、仮算定を廃止させていただきまして、本算定以降での納付とさせていただきます。前年度の所得確定後の7月から3月までの年間9回の納期とするものでございます。

改正の理由でございますが、年間5回の納期を年間9回の納期に変更することで、1回当たりの納税額を減らすことができるため、納税義務者の負担軽減と計画的な納税の推進を図るということが1点でございます。この要因につきましては、国保に加入するこれは全国的な形でございますが、構成割合でございますが、高齢者でありますとか、中・低所得者の割合が高いため、所得収入に占める保険税の負担割合が高いということを理由に、分納相談を求める納税者が近年、また年々ふえてきているのもそういう現状があるのも変更理由の要因の一つでございます。

次に、4月の仮算定を廃止する件でございますが、仮算定を廃止するという事で、本算定以降での納期とすることによりまして、保険税額決定までの過程が納税者にとって、わかりやすい仕組みとするものでございます。仮算定があることで、仮算定と本算定、本算定での課税基準所得の対象年度が異なる。本算定の場合は前年度の所得なんです、仮算

定の場合は、前々年度の税額の5分の1を仮算定課税額として、通知させていただいておりますので、毎年、納税義務者から問い合わせなどが多く、非常にわかりやすい仕組みとなっていますので、それを仮算定を廃止することで、解消できるのかなというのが理由の2点目でございます。

次に3点目でございますが、国保加入者の資格移動、社会保険からの離脱でありますとか、また逆に社会保険への加入等が生じた場合、4月か6月を除きまして、年税額が確定します7月以降は、毎月納税義務者に税額の変更の通知をすることができるようになります。今の、現在の納期では2カ月から3カ月納税義務者のほうに通知のおくれが生じるというような要因も一つの理由となっております。

次に、一番下に参考までに県内の各市町の保険税にかかる納期改正の状況、一覧表を添付しておりますのでごらんいただきたいと思います。5回以下の納期の保険者につきましては、市では南あわじ市だけとなっております。町でも一保険者だけとなっております。納期回数が9回の保険者が、もっとも多くて14市町となっております。島内でみましても、淡路市が平成22年度がら、洲本市は平成23年度から納期回数を9回に見直しをしております。

また、仮算定実施、市町を見た場合でも南あわじ市を含めて、県下で5保険者だけとなっております。8回以上の納期回数の保険者では淡路市のみというふうになっております。以上県下の状況と今回の改正にかかる理由等の説明・報告に変えさせていただきます。

○川上 命委員長            どうもありがとうございます。よくわかりました。

質疑はございませんか。

久米委員。

○久米啓右副委員長        この仮算定をしなくなった場合の、例えばもらい過ぎたとか少なかったとかで、そういう事務があったと思うんですけども、それが結局所得税の確定した後の作業がそれ1回で同じ作業1回で済む、それだけで済んでしまうということですけども、その仮算定からの本算定の差額精算とかいう事務の経費というのは数字的には出ておりますか。

○川上 命委員長            税務課長。

○税務課長（藤岡崇文）     そういう経済性であるとか、具体的な数値では把握はしていませんが、おっしゃるとおりかなり、事務効率の面では効果があるというふうに思います。

○川上 命委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 できましたらその作業量を例えばそのそれによる時間外勤務が発生したとか、それに携わった事務の通常勤務時間でも何時間かかったとかいうようなことが、ざっくり把握できるかと思います。ですから、その経費節減効果も、つかんでいただきたいと思います。市民の方の問い合わせの対応もあると思いますし、仮算定ということを知らずに国保税が何か急に高なったとか、という疑問もあるかと思うんで、そういう事務経費節減のために、今回、回数もふやしとると思いますので、回数をふやしたというかそのもらう時期を、7月以降にしたと思いますので、その辺のしっかりした情報つかんでおいてください。

それと、続けてよろしいか。

○川上 命委員長 はい。

○久米啓右副委員長 本会議の質問のときに、口座引き落としと現金持参払いのことを印部議員が聞いておりましたが、それで口座引き落としが60%、あと窓口持参が40%だったと思うんですけども、これはコンビニで収納が可能になるんですよね。持参払いの方も。将来。

○川上 命委員長 収税課長、福原。

○収税課長（福原敬二） コンビに収納につきましては、来年度今逐次準備をしている最中でございます。この中には国保税も含むということで、現在考えております。

○川上 命委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 ねらいとしては1回の負担額、振込み額を下げた支払いを市民にしやすいようにというねらいかと思います。それと、心配しとったのは納付書一括送付になりましたよね、今年度23年度からでしたかね。一括納付と分納と伝票が2種類きてたと思うんですけど、それはちょっと確認したいんですけども、そないなってますよね。

○川上 命委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 先週の金曜日にも、市・県民税の納付書送らせてもらったんですけども、今回各税目とも一括納付書の発送で対応させていただいております。

○川上 命委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 最後に、市民側にとって、市のほうのメリット経費節減とかその何ていうんですか、あるんですけども、市民にとって1回の納付額が少ないというメリットもあるんですが、その毎月毎月7月から3月までですね、毎月毎月払わなあかんと。一括納付あるいは分納の書類一遍に送られてきておったら払い忘れとかが、発生してその振替不納があればそれでいいんですけども、口座引き落としの場合。持参払い現金で払う場合の人への督促状とかいうのが、ふえるということで反対の質疑がありましたよね。その辺についての見解をお願いしたいと思います。

○川上 命委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 今回のことしから始めてます納付書の一括送付の件に関しましては、今回システムを見直したということもございまして、今、委員がおっしゃったように市側の経費節減とかいうメリットのほうが大きいというお話もございまして。ただ、市民にとりましては、昨年度までのサービスと内容が異なるということでございまして、私どものほうとしましても、広報媒体での周知はもとより、また納付忘れが発生しないように、できるだけ電話での催告、周知にも力を入れさせていただきたいなというふうにも考えております。

以上でございます。

○川上 命委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 市民税、国保税は従来どおり5回でしたですかね。従来どおりですよね。ですから、国保税とその支払いそのサイクルというんですか、パターンが違うと思うんですけども、その辺も十分周知をいただきたいと思います。

終わります。

○川上 命委員長 答弁要らん。

ほかに。

小島委員。

○小島 一委員 今、久米委員が言いかけたんですけども、当然、固定資産税、市民税の納付一括ないし4期払いというふうになってると思うんですけど、これはこの国保税だ

け9期に分けて払ってもところどころおぼができるわけで、その辺納付回数合わせるとか、そういうふうな考えあるんですか、ないんですか。

○川上 命委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 今、おっしゃられたとおり市・県民税、固定資産税の納期の回数につきましては、法律に基づいて年4回ということで、市・県民税につきましては6月、8月、10月、1月。固定資産税につきましては5月、7月、9月、11月というふうに設定をさせていただいて納付書を一括で送らせてもらってます。国民健康保険税の納期回数の今回の見直しにつきましては、従来5回ということで、納期月は違いますが、他の税目と同じような納期回数にしておったわけなんですけども、先ほど理由の1点目にお話させてもらったとおり、特に国民健康保険税につきましては、先ほど言いましたとおり、中・低所得者の世帯の加入割合が高いということで、それらの所得に占める保険税の割合が高いということで、分納相談がふえてきているというのが、一つの大きな理由ということで、それを解消するためにも、回数をふやしたいというのが理由の大きなところでございます。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 当然、低所得者層になって、当然、市民税も毎月均等に払うのがいいのか、例えばボーナスが入ったりそういう時期に払うほうがいいのかというほうの、考え方も違ってくると思うんですけども、今、法律で決まってるというふうに言われましたけども、それはやはりもう変えられないというふうに理解していいんですか。市民税と固定資産税、支払い回数ですね。納付回数。

○川上 命委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） ちょっとまた調べさせてもらいますが、条例で変更できるという内容であったかというふうに記憶しております。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 その辺いろいろ市民アンケートとるなり、一回どういうふうな考え方がおられるんかというの、1回調査してまた、検討いただきたいというふうに思いますので。

以上で終わります。

○川上 命委員長       ほかに。  
      登里委員。

○登里伸一委員       このたびも6月に一括して5期分まで、入っておりました。私は思う  
      んですけどね、この25年4月1日施行と書いてありますが、どうして3月議会でやって、  
      本年からやらなかったかというのは、どうしてでしょうか。

○川上 命委員長       市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司）       納期については、条例で定めるということになってござ  
      います。それで、その事務の執行につきましては、市役所内部で検討してそのようにとい  
      うことをございまして、今回お送りしてるのは住民税だと思います。住民税も一括納付と  
      いうことで、今月お送りをしたということで、国保については来月7月本算定で、発送す  
      るという予定でございます。それと先ほど小島委員の質問にも関連するんですけども、  
      住民税、固定資産税につきましては、ある程度資力のある方ということの中での納期設定で  
      ございますが、国保税につきましては、やはり中・低所得者層への課税というのが伴いま  
      すものですから、納期をふやしてそれに対応したいというような考えで提案させていただ  
      いております。

○川上 命委員長       登里委員。

○登里伸一委員       それで、今回の改正によりまして、市としては国保税はどれだけ減額  
      になるのかということをお聞きしたいと思います。

○川上 命委員長       市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司）       今回、税率改正による国保税の減額ということござい  
      ますけれども、これは本会議のときに健康福祉部長が申し上げました。医療分、後期高齢  
      者支援分、それから介護分、3つありまして計算もそれぞれされるわけですが、トータル  
      いたしまして、保険税全体で一人当たりで1万2,743円の減ということでございます。  
      それで、世帯当たりにつきまし、2万6,394円ということでございます。

      ただ、これは3つの算定方法の合計ということでございますので、必ずしも、介護分は  
      40以上という対象者の中で賦課しておりますし、また世帯必ずしも均等かといいました

ら、これも本会議で申し上げましたが所得が急激におったことによって、何十万かかかった国保税が、数万円で済むというようなそういった世帯も数多くございますので、そこからそうならして平均でこれだけ前年に対して減額されたというところでございます。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 そうしますと、市としては今年度は総額で幾ら減額になる。それをお聞きしたいと思うんです。試算しとるところ。

○川上 命委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（入谷修司） これにつきましては、先月の委員会のそういった集中審議等の意見も受けまして、今年度の決算剰余金1億9千万円を充てまして、これをその税収の減並びに、国保税減額の財源としたことによるものでございます。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 わかりました。このような景気動向等で大変住民の生活が苦しいという状況にありますので、この国保の9回の何ていいますか、分納するということには大賛成でございます。やはり納めやすいということで、納めてもらうことが第一ですから、その点は評価してぜひ早くして、7月からですけどもお願い申し上げまして終わります。

○川上 命委員長 ほかに。

ございませんか。

質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

何か、御意見ございませんか。

小島委員。

○小島 一委員 ことはこれ去年の決算で剰余金が出たということで、こういうふうな減額の議案が出てきたわけですけども、やはりこの地方自治体として、やはり対応、こういう形で対応する一般財源からまた投入する言うても、もう限度が来ておるようにも思いますし、この際ですね、国に対してやはり抜本的な対応を求めるような意見書を委員会として出したらどうかなというふうに思うんですけどもどうでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○川上 命委員長 よろしいですか。意見書。

久米委員。

○久米啓右副委員長 賛成です。異議なし。

○川上 命委員長 登里委員。

○登里伸一委員 趣旨はよくわかっておりますので、半分は賛成なんですか、現在消費税の審議が大詰めを迎えておりました、これによって先送りされておりますが、会議で何という会議かちょっと忘れましたが、自公民の会議で社会保障のほうからも、税の一体改革でそのこちらに多少は、たくさん国保のほうにもくるかも、交付税がくるかもしれないということで、この際はもう少し1カ月でも2カ月でも待ったほうがいいたらと考える次第です。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 社会保障の一体改革については、先日来国会のほうで民主党、自民党、公明党ほぼ修正の合意に至ったと。これはあくまでもとおりのための合意ですので、これが消費税が8%、10%と上がっても、それが果たして国保に、地方の国保というのがそれを充ててもやはり抜本的にもっとちゃんと対応してもらわんと、もう行き着くところまで行って来ておるように思います。この際それを待たずにやはりきちんと、国保そのものやっぱり、対応するようにやっぱり意見書出すべきでないかなというふうにも思いますし、どうでしょうか。

○川上 命委員長 この件に関しては、委員長のほうにも医療費が高騰し、それから税も上がるということで、何とか意見書を出してはどうかと文教のほうに申し入れがあったわけですが、皆さんが全員が賛同していただけるなら、この会が終わり次第また検討したいと思いますので、どうですか。この意見書出すことに、文教として御賛同いただけますか。

返事なかったらわからん。

すみませんけど意見書を出すのに賛成の方、ちょっと手を挙げてください。

(挙 手 多 数)

○川上 命委員長 ほな一応そういったものもう一度、委員会の後で多数ということで、一遍審議をしたいと思います。それでよろしいですな。

ほかに、何か委員間討議の中で。

久米委員。

○久米啓右副委員長 その回数をふやしたことによるメリット、またそのデメリットということも言われる本会議での発言もあったんですけども、やはりこれ、国民健康保険加入者のその層あるいは、所得層を考えますとやはり分納、1回の納める料が少ないということはメリットがあるから、ですから、全市民対象ではないんですけども執行部も発言してましたように、そういう国保被保険者にはメリットのほうが多いんじゃないかというふうに思います。これは私は賛成したいと思います。

○川上 命委員長 メリットね。ほかにございませんか。

意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川上 命委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第60号、南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○川上 命委員長 ありがとうございます。挙手多数であります。

よって議案第60号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑤ 議案第59号 平成24年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○川上 命委員長 次に、議案第59号、平成24年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について議題とします。

これより質疑を行います。

一般質問等でかなり詳しいやったんで、質疑はございませんか。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 先般、同僚議員の一般質問の中で、健康保険の關係に経費の削減案として、ジェネリックの薬品を使用せいと、してはどないなど。推進どっかでしてきたらどないなどという案があつてんけども、現実の問題、病院によって推進しよるところもありや、薬局によって推進しよるところある。で、ときによっては、薬局独自でその薬に変えられる、あるいは独自でできへんお医者さんのほうから、何とかいうて、処方せんに書き込んでもらわんだらできへんというところもあつて、法的に大概ええかげんなんよな。それは今どないなつとので。もうこれ関連的に聞くねんけど。

○川上 命委員長 川本保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 今、委員おっしゃられましたように、処方せんに医師の変更が不可であれば変えられないと思います。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 いやいや、薬局でどないでもなるっていうところもあんのよ。

○川上 命委員長 川本保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 失礼しました。今、おっしゃられました処方せんに、医師がそれは変更できないという表示があれば、それは変更できないと聞いております。で、その表示がない限り、薬局でそれを進めることは可能だと思っております。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 いや、きょう実は、ジェネリックの話をしたら、今、医者の変更してもらわんでもこっちから言うといったら、もうここでできますよと、言うてくれたんよ。けさ病院によってきたら。  
ほな応用しよんのや、臨機応変に。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 それで、この間の一般質問聞きながら思てんけども、現実に自分がそういう経験がなかったんで、先週ある病院行ってきて、薬局にこういうのありますよとい

うやつを、こうチラシで張りつけてあった。で、これは上手に使うことによって、医療費のいわゆる削減になる。あえては、加入者の経費の削減になる。薬によっては、半額になるわけな。そういうふうな基本的に、加入組合として、そういった推進型を今からそのぜひ推進していくべきやと思う。それとそれにもう一つプラス、地域性もあるのかもわからんねんけども、病院をかわることによって、例えばお医者さんによって、レントゲン写真を貸してくれにくい、言いにくい医院があるわけな。そやからそういうことも加味した中で、地域医療として、もうどこかで1カ所かかったらその資料がどこへかわっても、一々もっぺん撮り直しせんでも、診断ができるような方法というふうなものも、これは当然考えていかないかんのかなと。これは医療費も削減されるやろし、個人の負担金も削減されるというふうな運動型をどこかで推進もしていかないかんのかなと思うねんけども、これは今までそなん考えたことはありますか。

○川上 命委員長 川本保険課長。

○保険課長（川本眞須美） ジェネリックの最初の質問のジェネリックの関係につきましては、市独自でその医師会、薬剤師会に働きかけることはなかなか難しいございますが、今、国・県においてもその方々を対象にQ&Aを発行したり、その推進に向けて努力をしているところでございます。市におきましても、先日の一般質問でも部長が答弁いたしましたように、ジェネリックの推進を図るために、ことしはジェネリックを希望しますという希望カード、1枚のものを保険証を配付するときに配ろうと思っております。

それから、大変効果的であるといいます差額通知というのがございます。今、使ってる薬をジェネリックにかえますとこれぐらいになりますよという通知でございますが、それを今、国民、国保連合会のほうで検討しております。それが通知ができるようになりましたら、医師会、薬剤師会の協力を仰ぎながら実施したいと考えております。

次の、1カ所でレントゲンを撮ったものを次から次へと持っていけるという問題はちょっと今の市の独自で、それを推進するというのは難しいございますので、一度医師会・県に問い合わせ確認したいと思えます。

○蓮池洋美委員 終わります。

○川上 命委員長 この件についてちょっと聞きたいんですけど、この間、新聞見たときにも蓮池委員のいうことが載ったんやけどね。医者によって薬代とか半減するとか何とか、それでそういうのを新聞で見た以上は何か医療に関する不信感というんかな、あるので結局、医者、医療機関が1つあれば1つ薬局あるわな。で、薬局の中かなりの女性の方、薬剤師おるわな男の方も。これだけの人間を養っていくということは、薬で養

っていかんことには、これ絶対養っていかれへんやな。これに片方で新聞では、この今の蓮池委員が言われたとおり、非常にこの選択によったり何によっては、半減するとかなんとかいうの載ったんや、そういうことをどうですか、聞いたらちょっと市民は、我々自身もちょっと医療に対する不信感というのが出てくるというのは、どうですか。

○久米啓右副委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） そのジェネリックの関係ですが、書類が大変多ございまして、その一つの薬品に対していろんな種類がございます。薬局は、その先発の薬品、普通の薬品等そのジェネリックを置くことによりまして、相当な在庫をかかえることになるかと思えます。そういうこともありまして、なかなか進まないという原因になっているかと思えます。それとただ、その薬の料金の関係ですが、そのジェネリックが安いということは、その仕入れ値も結局は安くなっているかと思えますので、そのもうけがどのくらいというのはちょっとこちらではわかりませんが、そのことによる、影響は少ないかとは思いますが。

○久米啓右副委員長 よろしいか。

○川上 命委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川上 命委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

何か、御意見ございませんか。

ありませんか。

意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○川上 命委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第59号、平成24年度南あわじ市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○川上 命委員長           ありがとうございます。挙手多数であります。  
よって議案第59号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑥ 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について（淡路人形浄瑠璃館）

○川上 命委員長           次に、議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について（淡路人形浄瑠璃館）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員           指定管理に入る前に、この人形会館のことでちょっと確認だけをしと  
きたいと思います。

以前にも聞いたことがあるんですが、1回目、2回目の入札の応札の単価があわな  
んで流れて、現在3回目の入札されて建築をされておる。2回目のときに、一応6億3、70  
0万円では、落札がなかった。最低の応札価格は、6億3、700万円やった。この2  
回目のときの、入札の内容については、この2回目の入札の内容よりも中身が変わって  
おると理解しておるのは。それであと、増工で随契で契約された金額がその分やとい  
うふうに思ってたんですが、間違いありませんか。

○川上 命委員長           太田教育部次長。

○教育部次長（太田孝次）   入札については、3回行われたと。1回目、2回目につい  
ては、2回目についてはその内容の変更をしたと。1回目に比べて。それで。

○蓮池洋美委員           1回目から2回目も内容変えたん。

○教育部次長（太田孝次）   1回目から2回目について、内容を変えたと。木質化を除  
いたりしております。それで、2回目と3回目は同じ内容で入札をしたということ  
です。

○蓮池洋美委員           同じ内容で入札したん。

○教育部次長（太田孝次）   はい、そうです。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 私がほな勘違いしとったんですが、同じ内容で6億3,700万円の  
応札と4億4,450万円こっだけ差があったんですか。

○川上 命委員長 太田教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 2回目の入札の最低価格は、税込みの6億3,000万円。  
それで、3回目の落札価格は4億6,672万5,000円これが税込みです。差額は、1  
億6,327万5,000円となっております。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 ということは、後日に860万円ほどの追加が出たんですが、それは  
全く最初の、最初じゃない2回目の内容と全く違ってそれが増工になったという理解でよ  
ろしいんですか。

○川上 命委員長 太田教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 増工になった分については、その分は2回目、3回目の入  
札の内容になかったということです。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 ということは、地元の業者で仮にやってもうとったとしたとしても、  
今の業者とは最終1億6,000万円も安かったという理解をしてよろしいの。

○川上 命委員長 太田教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 最終的な結果については、厳密なことはいえませんが、簡  
略して言えば、そういうふうな差額は出るということです。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 そしたら考えさせられることは、この最低の2回目の価格は6億3,

000万円やったと今おっしゃってんけども、それが4億4,450万円できる。もう一遍再確認やけども、この6億3,000万円で、1億6,000万円も差があったという理解でよろしいのやな。

○川上 命委員長 太田教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 入札価格は税込みの4億6,672万5,000円の落札価格です。それで差額先ほど言いました、1億6,327万5,000円の差があるということです。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 ということは、地元の業者より市外の業者のほうがかなり安いという印象になるわけやから、これは今後大分、市としてもいろいろな、事業もあって地元の業者というのも必要にはなるけども、どっかで市外業者も入れとかないかなというふうな、強い印象があったんですが、副市長、印象はどないですか。

○川上 命委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 結果としてそういうものがあるわけですから、蓮池さんのおっしゃっておることもやっぱり念頭に置かないかなのかな今後はと思っております。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 それと、もう一つ聞きたいねんけども、市の持ち前の経費は最終幾らになるんですか。

○川上 命委員長 太田教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 財源については、言いますと、合併特例債2億1,256万9,000円、みなと振興交付金5,384万8,000円、森林林業整備事業補助金4,917万円。淡路地域全体の振興と良好な環境の確保のための交付金3,000万円。淡路人形会館建設基金9,501万8,000円、淡路人形浄瑠璃館基金1億304万4,000円。ふるさと南あわじ応援寄附金8,217万1,000円、合計で6億2,582万円でございます。最初の一般財源の話なんですが、これについては、合併特例債の利子分

が含まれてその分の7割が交付金で戻ってくる。その3割については、一般財源ということに最終的にはなるんではないかなというふうに思っております。

○蓮池洋美委員          その金額、言うて。細かい数字はええ。

○教育部次長（太田孝次）          約7千万円程度でございます。

○蓮池洋美委員          ということは、具体的にちょっとお聞きするねんけども、この人形の基金、浄瑠璃館基金というのは、要は、人形協会なりそこらからの積み金が使われておると。そやさかい直接的には、市の財源にはなるんやけども負担ではないと。この7千万円で、建物が建ったという理解でよろしいのやな。

○川上 命委員長          太田教育部次長。

○教育部次長（太田孝次）          全体の中の基金とか、補助金とか、いろんな財源があった中で最終的に市の持ち出し分としては、約7千万円ということになろうかと思えます。

○川上 命委員長          蓮池委員。

○蓮池洋美委員          それともう1点、みなと振興交付金の、要は返還金をされた、その部分については財源どこから出たんですか。

○川上 命委員長          太田教育部次長。

○教育部次長（太田孝次）          国費の返還金については、入金のなされた補助金の998万1,350円を戻したと。近畿整備局へ戻したということです。

○川上 命委員長          蓮池委員。

○蓮池洋美委員          いや、今、聞きよるのは、戻したん、補助金をもうとったやつを戻したんはわかるねん。そやけど、その分工事はしとんのやからな。そやさかいその工事をやめて戻したんだったらわかるけども、その工事しとるその部分については財源どこから出てんのか。

○川上 命委員長          太田教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） その分については、合併特例債と浄瑠璃館基金を充てたということで、なっております。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 結構。終わります。

○川上 命委員長 よろしいか。

肝心の指定管理。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 一般質問であったわけなんです、その前に指定管理と民間委託の違いいうたら何で、ちょっと教えていただきたい。

○川上 命委員長 執行部。どなたが答えますか。

人形関係やさかいひとつほな、教育部長。

○教育部長（岸上敏之） ちょっと詳細については、わかりにくいところがあるんですが、指定管理につきましては、地方自治法にのっとってやっとなことで、民間委託については、もうどういうんですかもうその民間同士のお話し合いでされるものだと思います。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 市が、契約するのに指定管理を適応するものと、いわゆる民間委託ということで、できるのと二通りあんのよな。

○川上 命委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 民間委託と指定管理、2つあるということじゃないんです。市の施設を管理を委託する場合は、以前の地方自治法では公共団体、またはそれに準ずる団体それには、管理委託ができるということになったんです。で、地方自治法が改正されて公共的団体でなくても、純然たる民間にでも管理委託ができるよというシステムができたのが指定管理者制度ということでございますので、民間委託と両方あるということではないんです。今はもう地方自治法が変わりましたので、民間委託する場合は、指定管理

か直営でやる、それしかないわけです。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 ということは、南あわじ市には指定管理と民間委託はないと。すべてが指定管理やと、公共の施設に関しては、これ生活環境課長、これは統一されとる。

○川上 命委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 業務委託はまた別です。直接管理と業務委託がある。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 業務委託はまた別。

それじゃその、この人形会館の場合に、いわゆる業務委託にはならんの。指定管理でなかったらあかんわけ。

○川上 命委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 人形浄瑠璃館というものの管理委託をしているわけですので、中で人形を回していただきたいとか、そういう業務を委託したわけじゃないんです。この今回指定管理するのは、市の施設をつくったあの人形浄瑠璃館を指定管理する。そういうことなんで、そこら辺の業務と施設管理とこう2つありますんで、そういうところはちょっと誤解をしておられるのかなというふうに思います。ただ、我々としてもこれが指定管理が望ましいのかどうか、本来はもう人形会館、これも2つあるんです。一つは公の機関、公の施設の中にでも、行政財産と普通財産あるんです。普通財産の場合はまた違うんです。行政財産の場合は、このような形になってくるんで、本来はこの人形浄瑠璃館も普通財産にはしたかったんです。普通財産にして、その管理を人形協会にお願いしたいなというふうには思っておったんですが、今回、みなと振興交付金事業等の補助金をいただいている関係上、市の設管条例をおかなければならないということになってまいりました。設管条例おくということになってくると、市の管理が明らかですので、それを管理委託する場合は指定管理以外の制度はないということです。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員      わかったような、わからんままで終わるんですが、それで、本論の指定管理なんやけども、この間一般質問の中で、相手方に市の重要な役職の方がおられると。おられるんでなしに、そういう相手と契約をするという案件が途中で、差しかえられてその方の名前がなくなったと。2名のところが1名になった。そやけど現実として、その団体の副代表の中にその方がおられるんですわな。これはそういう法的なものなんやなものというものは、それでええとは思いますが、同じ問題なんですけど、相手方のその団体の中に、そういう市の要職にある方が副代表を勤められとるとということについて、問題が起きたときに同じ問題なんです。一般質問と。相手方に迷惑をかけるようなことがないんでしょうか。これ道義的な問題として。それを私も心配を。

○川上 命委員長      教育部長。

○教育部長（岸上敏之）      法的には、これで今回、議案の資料として差しかえをさせていただいた分なんですけど、法的には問題ないという判断をしております。

○蓮池洋美委員      いやいや、それはもうわかった上で、道義的にどない思いますかっていいよんねん。道義的な問題がついて回るわな。

○川上 命委員長      副市長。

○副市長（川野四朗）      今の御質問も、一般質問の中であつたように監査請求が出たときどうするのかという話に尽きるんだらうと思うんです。本来は監査委員さんもそういう要職につくことは、何ら支障はないんです。ただ、監査請求が出たとき監査をする場合、監査委員さんが人形協会ですと補助金がでてますので、監査に対象にはなり得ると思います。監査をする場合には、その監査委員さんは監査ができないという、地方自治法の中でもそういうものが書いてあるんです。監査ができなかったら、その監査委員さんは除斥というんですけど、除斥せなならんと。これ例えでいうと、議員さんが議場の中で委員を専任するとき、当該の委員さんがおられるときは、外に出てくださいというような措置をするときはあると思うんですけど、それと同じで、その監査をする場合はその方は、監査には加われないと。もう一人、二人おるわけなんで一人が監査がするとそれでことが足りるということになりますので、今の御心配はそういう形で除斥をされますので、その方が監査に加わることができないし、加わって監査することもないわけで、あとの一人の方が監査をしていただいて、適切な判断をしていただくと、そういうことが地方自治法にも想定されておりますので、私どもは何ら問題がないというのはそういうところを踏まえて問題がないという解釈をしております。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 それで私の思うのはそういう道義的な問題がついて回ってくるということなんで、人形協会のことはようわからんけども、市の監査委員については人材何ぼでもありますわな、そやからそこらぐらいは、やっぱりその方に対しても負担のかからんように配慮、将来していくべきでないのかなというふうに思いますので、いかがでしょうか。

○川上 命委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 御指摘は、御指摘のように真摯に受けとめて今後のところでは、よく考えたいと思います。

○蓮池洋美委員 終わります。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 指定管理なんですけども、この人形協会ですけど、この資料に載ってる電話いうのこれはどこに通じるわけですか。市役所の教育委員会ですか。37の3020ですね。

○川上 命委員長 太田教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 教育委員会です。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 教育委員会に通じると、で、今度人形会館ができればこの人形協会という事務所いうのは、これはこのままですか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 人形協会の目標としまして、市の考え方もそうなんです、新しい人形座ができましたらそちらへ事務局を移すという話し合いのもとに、今目標を立てて順次進めているところでございますが、いついっかこうやるというところまではまだ、

詳細までは詰まっておらないのが現状でございます。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 こういう役場で、要するに人形協会に電話したら役場職員が出るというふうな形で、ちょっといびつな形でそのための事務費がちょっと計上されてないんで、やはりこういうきちんとした財団法人ですので事務局ぐらいやはり自前で、電話番号にでもやはり置いてもらわんと、いつまでもこの役場の教育委員会が事務局やっとなというのはちょっとぐあい悪いなど。新しいところへできるだけ早急にあるいは事務局移して、この計画書もそのための人件費置かれてませんので、やっぱりきちんと置いて自立する覚悟でやはりやってもらいたいなというふうに思います。それと16人プラス臨時1名、師匠2名という人形座の実質的な、これは行動する事業ですけど、やはり本会議場での質疑にも出てましたけども、やはり営業なり支配人自体がやはり人形を操ったりする方が、すべて責任持ってやっておられるんで、やっぱりこの辺の体制はやはりきちんとこの際に、もっと活動できる、広げれる、しやすいような体制にやはりもう一回見直ししていただいて、やっぱり人形協会自体が本当に各種団体の寄せ集めみたいな格好で、いろんな援助をお願いする以上仕方ないんかもしれませんけども、やっぱりその辺再度きちんと、前向きにできるような体制に整えていってもらいたいと思ってるんですけども、どないですか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 今言われた、例えば営業的な部分でございますが、南あわじ市としましては、ことしは緊急雇用で1名また市の職員もそこへ対応するということで2名という、期間はまだはっきり決まっておりませんが、そういう体制で今の人形座の人員をプラス、そういう体制で頑張っていこうというような取り組みでございます。

○川上 命委員長 小島委員。

○小島 一委員 緊急雇用いうて、時間限られた職員じゃなしに、やっぱりそれ人形のことよく知ってるし、それで一生懸命力入れて営業して仕事なり、お客さんを引っ張ってくるというふうな熱意のある人を、職員を育てたり、また雇うというふうな形でやはり緊急的にはそれでええかも知らんですけど、長い目を見たときには、やっぱりきちんとそういうふうな体制をやっぱりその営利団体でないといえませんが、やっぱり自立していく以上はそれに見合ったような人員を体制をとるというのが、大事やと思うんで再度その辺どない考えてますか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 確かに、営業のところはこれからも一番大事なところでございますし、今、準備室のほうで今回は自然遺産のうずしおと伝統芸能の淡路人形、2つを売り出していこうというような取り組みで、準備室のほうでも民間の営業の力を入れていただいて、ともどもにそういう人材も養成するという目標を持って今現在も取り組んでおるところでございます。

○川上 命委員長 審議の途中で、お諮りしますが、もうあとこれ審議がどれだけ続くかわかりませんが、議案第56号が残っておるんですけどもう審議をしてしまいますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○川上 命委員長 よろしいですか。

それでは、ほかに御意見はございませんか。

久米委員。

○久米啓右副委員長 今、小島委員の言われておった体制のことなんですが、委託というか指定管理で人形浄瑠璃館を人形協会に運営してもらうんですけども、この実質運営する人というのはこの8ページ、9ページに名簿が挙げられてますけども、実質かぎ開けたり、幕がどうこうとか、それぞれお客さんの席がどうこうとかいうそういう実質運営は、どのような方がされることですか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 9ページになってこようかと思えます。

○川上 命委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 ということは、その人形協会の顧問以下、理事、評議員がおられますが、この方たちはその指定管理を受けて何をされるんでしょうか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 一般質問の中でも少し出たと思うんですが、人形協会に委託しまして、人形協会では営業の部分とそうでない部分、2部門に分かれてまして、それで協会の中のいわゆる営業的な部分が、会計では特別会計となっておりますので、現実的にはこの今の現記念館でやっておる、淡路人形座のその陣容で現場的には動いていくということにしてやっていただくということになっております。

○川上 命委員長 久米委員。

○久米啓右副委員長 今まで、きのうまでですと県の施設を借りて、人形座が、淡路人形浄瑠璃をやったと思うんですけども、それで協会は、事務所を教育委員会に置いて、市の各種団体とか、幹部あるいはその当議会の議長も評議員としてなっておりますけども、そういう方々が名を連ねて協会を構成してるということですが、これからは、市の施設を協会に委託するということになりまして、先ほど小島委員も言われてたと思うんですが、どうもその体制がその一般の指定管理と、どうも違うと。実質はその人形座の職員が日々運営されておるのに、契約、委託先と協会の方々は責任はあるかも知らんですけども、ほとんど何もされてない、営業活動とか、副理事長の方々はいろいろとされてると思うんですけども、その辺がその人形座の方と、その協会とのその関係が、今言われたように営業活動と非営利活動と分けてやっておりますということですけども、指定管理するんですから、その辺ははっきりと協会の立場をもっと明確に小島委員、同じことなんですけども、しとくべきではないですか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 現実的には、人形協会のほうでは副理事長が2名ございまして、それでお一人のほうは、この内部的には人形協会の内部では、人形座の担当。それからもうお一人の方は後継者の育成の担当ということになっております。その中で、こういうこの建設事業が始まったときから、人形協会の中で、経営会議というのを人形座と役員の子な理事さん方が入って、経営戦略そういったことを、随時開催してございまして、そので意見交換をしてそれでその目標をつくって、それに向けて動いていくと。今、そういうふうな流れの中で役員方がかかわって、それに取り組んでおるといふようなところでございます。それで、さらにこれからは、それを強化して進めていきたいというようにも伺っております。

○川上 命委員長 森上委員。

○森上祐治委員　　今までの質問と関連してなんですけど、私もどう考えてもみてもですね、この今計画書に出てるスタッフ8ページ、9ページのスタッフからは、今後いわゆるその計画では、現在年間の集客人数が3万5,000人とそれを8万人台、数年後にはね、これが常設7万人、常時7万人で落ちつかせるというような計画のもとにあるわけなんですけども、それからすれば私もこの前の質疑、本会議の質疑ちょっとその誤解しとったように思います。あの2名というのは、専門の今の16名プラス2名専門の渉外担当を配置して営業活動をやるんやなと思とったんですが、ところが今聞いたら、緊急雇用云々ということで、そしたらだれが、さっきその育てるんやとおっしゃる16名の中で、そういう営業のプロみたいなもの育てていくんやということなんやけど、やはりそれだけの大きな目標を持ってるのであれば、その営業活動というのはもっと重点的にスタッフを考えて、全国走り回らないと、というのは常時来てくれる団体に対する、その継続的計画的にきてくれるような、年間7万人台というの毎日単純に計算して、230人から50人ぐらい入ってもらわなあかんわけですよ。そういう客をずっとこう継続的にするためには、県内はもちろん、近畿地区とかいろんな方面に常時活動せないかん。PR活動せないかんと思いますよ。だからそういう人たちを、プロが要るんじゃないかと思うんですけども、その辺どないなとんですか。

○川上 命委員長　　教育部長。

○教育部長（岸上敏之）　　やはりそれを目指して、取り組んでいこうとしております。それで、この人形協会の役員さんの中に評議員の中の方で、休暇村の支配人も入っておるんですが、これからは観光キャラバンなんかを取り組んでいく、もう既にやっておりますが、7月にはこの休暇村さんが非常に関東あるいは関西でもペンクラブ、記者クラブなんかで、精通しておる関係上その紹介を持ってもう日程も組んで、それでそこへ営業活動して、またさらには、旅行業者2,000社に対しましても、もう既に案内発送をして、今、8月8日グランドオープンに向けての誘客についての営業戦略も、もう既に展開をしてございますし、そういったところは、すぐ結果は出ないかもわかりませんが、今もそれをともかく無我夢中で、準備室のほうで今取り組んでおるような状況でございます。今後は今、言われたように人材の育成そういうのを見据えながら、取り組んでいきたいというようなことで今進んでおるところでございます。

○川上 命委員長　　森上委員。

○森上祐治委員　　その計画の中でも、その座員の技芸の向上ということ強くうたわれてるんですけども、それも全くそのとおりだと思うんですが、私もちょこちょこ淡路人

形の人たちの動きを側面から見ていると、大変な御苦勞をされてると。支配人筆頭に、営業もせなあかんは、座員の指導もせないかんは、新しい分野の研究もせなあかんはと、いようなほんまに、よう病氣せんとやつとるなという側面から見てたんですけども、今まではそういう余裕がない中で、運営されてきとると。その辺の配慮については、座員のそういう技芸の向上に向けた環境の配慮ですね、その辺、教育部長は何らか考えられますか。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） これにつきましても、もう既に人形協会、人形座のほうでは、数年前からそのことについては取り組んでおります。その内容につきましては、まず近年では、淡路島らしい淡路独特の淡路人形らしいものに取り組んでいこうというようなことで、新しい出し物の、失礼いたしました。昔、やっておりました淡路独特の芝居を復活させようというようなことで、大学の研究者、いろんな方にお世話になってやっております。それで、まずは、具体的に申し上げますと、今も人形のほうにつきましては、洲本出身の文楽の技芸者である方を折りにふれ指導者として、人形のほうは指導を受けてます。浄瑠璃、三味線につきましては、友路師匠を中心に指導を受けておるわけでございます。それで、またほかには、専門的には鳴り物であったり、舞踊でその所作を研究したりであるとかすることはもう既にそれも今後も引き続いて取り組んでいこうとしております。さらには、今後は一番大事な接客マナーであったり、座員一人一人が接客マナーを勉強したり、またあるいは、新しい場所での地域での防災にかかわる訓練、そういった研修も計画していると聞いております。

以上でございます。

○森上祐治委員 終わります。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 ちょっと聞き忘れ。維持管理にかかる経費なんやけども、いわゆる指定管理料がゼロと。金銭の動きがないということなんですが、いわゆる電気及び水道等の経費はこれは、受けた側がすべてみるということですか。

○川上 命委員長 太田教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） この件に関しては、受けたほうが全面的に見るということ

です。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 わかりました。それじゃ、振興していく計画はええんです。いろいろこうもしたいああもしたいというのは、今意欲はよう聞かせていただいた。人形のほうの考え方として。けど、現実の問題として、これ今の駐車場体制で到底賄いきれんというふうに思います。心配して地区としては、どこかに駐車場でも一つ確保してあげたらなという思いもあって、随分とまちづくり等で駆けずり回っておるんですが、なかなか思うように確保ができへん。これ市として、また世界遺産云々という運動も展開をしておる中で、踊るのは何ぼ踊ってもええけども、現実の問題として管理体制ができるかどうか。部長はもう内容はようわかっるとは思うんですが、この今の駐車場問題どないすんの。

○川上 命委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） もう言われるように、この計画が始まったときからのもう大きな課題でございます。十分に承知しております。それで、やはり今言われたように地域の方々あるいは、近い将来といいますか、その市役所の施設、南淡庁舎付近の施設の地元のほうでもそういった協議もされておりますし、そういったところと、例えば連携を図りながら何かよい方法がないのか、あるいはまた、特効薬的に何かそういった補助メニューでもないのか、こういったことはもう鋭意早急に探って、少しでも早く、少しでも台数でも少しでもこう対応ができるようなことに取り組まないかんという、緊急の課題だと十分認識しております。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 認識しとるのと、現実はどう、副市長かわって答弁していただいたら。

○川上 命委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 以前からその駐車場問題、我々もやっぱり頭の中にあります。ただ、一気にには行きませんので、当面の対策として、今南淡庁舎に勤められておられる方の駐車場として、公民館側の向かいに職員の駐車場確保しておったんです。で、そのものについても職員の皆さん方に御理解を得て、職員の皆さん方は前の寺岡造船の跡地のところに駐車場を移していただいて、財産区の所有のところについては、これを人形座はじめ、

あの周辺の観光の方々への駐車場として開放すると。それからもう1点は、保健所跡地これについても先ほどいいましたような形で、そこもそのための駐車場用地ということで開放するというを当面の措置としてやっております。まだまだそれでは不足ということ、私も考えておりますので、先ほど教育部長のお話があったように、今後のことについては、今検討中でございます。

○川上 命委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 地区としては、これはそういうふうな地区の活性化のために、大いに歓迎をしてきていただいた。そのためにも、地区として頑張らないかんというて、頑張りよんねんけども、その民間では限度があって、かなりこのことについては、市が積極的に加担をして、この駐車場問題については市が推し進めて至らんことにはなかなか解決できる問題ではないので、こんな早よからわかっとなることなんで、できるだけ本腰を入れて、観光振興のためにひとつ、てこ入れをしてほしい。そう申し上げておいて終わります。

○川上 命委員長 答えありませんな。

教育部長。なんじゃかい忠告受けたんで頑張ってください。

教育部長。

○教育部長（岸上敏之） いろんな御意見いただきましたので、十分検討させていただきます。

○川上 命委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川上 命委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

御意見がございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○川上 命委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川上 命委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について(淡路人形浄瑠璃館)を、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○川上 命委員長 ありがとうございます。挙手多数であります。

よって議案第58号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

⑦ 議案第56号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○川上 命委員長 次に、議案第56号、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川上 命委員長 御異議がございませんので、これより採決を行います。

議案第56号、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○川上 命委員長 ありがとうございます。挙手多数であります。  
よって議案第56号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。  
お諮りいたします。6月21日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」の声あり)

○川上 命委員長 はい、どうもありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

## 2. 閉会中の所管事務調査の申し出について

○川上 命委員長 次に、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。  
お手元に配付の閉会中調査事件申し出一覧表のとおり、議長に申し出てよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○川上 命委員長 異議がありませんので、議長に申し出ることになります。

## 3. その他

○川上 命委員長 次に、その他に入ります。その他何かございませんか。執行部のほうで何か報告事項があればひとつよろしくお願いします。  
高木生活環境課長。

○生活環境課長(高木勝啓) 簡単に申し上げます。南あわじ市、洲本市の清掃センターの統合でございますけれども、やまなみ苑の機関整備の公募を今月末ぐらいに予定しております。そして、8月10日、業者の選定ということで計画しておりますので、また契約に際しましては、やまなみ議会のほうの議決をいただきまして決定したいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

○川上 命委員長 ただいまの高木課長の報告に何か、なければ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上 命委員長       ほかにございませんか。報告事項。

それでは、ここで執行部におかれましては、大変長い間、御苦勞さんでございます。退席をしていただきたいと思います。

暫時休憩をとります。

(休憩 午後 0時32分)

(再開 午後 0時38分)

○川上 命委員長       再開いたしまして、先ほどの国保の件のときに、小島委員のほうから意見書というようなこと出ておまして、二人の方が手を挙げなかったということですが、この問題については確かに、ほかの議員さんからも文教で意見書を出していただきたいと、そんだけら議員全体でとかいう話題もいろいろ私のところに言うてきております。そういったことから、きょう小島委員からああいう発言があったんで、私のほうから発言しないで済んだわけですが、この件について忌憚のない意見をひとつ聞かせていただいて、意見書を出すんなら、きょう意見書大体こしらえてくれとるんですけど、読んでいただいて、やぶさかなかったら全会一致で出すようにしていただければ、幸いかと思いますけど。

久米委員。

○久米啓右副委員長       当委員会から国保税に関する意見書を出せばということで考えて、一応、大きな目で見れば国への意見書ということではありますが、市へも今回、税条例を引き下げるということで、市民にとってはよい報告ができるんですけども、さらなる取り組みをしてほしいということで、市と国とに意見書を挙げるということで、今、お手元に届いたのは市向けの意見書なんですけども。同様の趣旨で国へも提出したらと思いますが、いかがでしょうか。

○川上 命委員長       どうですか。今、言われた。よろしいですか。

(「同意」の声あり)

○川上 命委員長       それでは市と県と意見書、文章ちょっと変えんなんけどな。

副委員長、これは意見書については、これと大分また違うんですか。

○久米啓右副委員長　　国向けには多少制度改正のことも、盛り込むべきかなと思いますし、市の取り組みを今ちょっと除いて、国への要望書向けに改善は、するという趣旨にしたいと思います。

○川上 命委員長　　それでは、今、久米委員、言われたとおり市と国のほうに、この文教厚生常任委員会のほうから意見書出すということで、御賛同いただいたということでひとつよろしく願いいたします。

それでは、文章その他については副委員長で。

(「一任」の声あり)

○川上 命委員長　　ありがとうございます。

それではほかに何か、ございませんか。

なければ、副委員長のほうから閉会のごあいさつをよろしく願いします。

○久米啓右副委員長　　昼休みを長時間に繰り込みまして、長時間の審議、ありがとうございました。

これを持ちまして、文教厚生常任委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

○川上 命委員長　　ありがとうございました。

(閉会 午後 0時42分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年 6月18日

南あわじ市議会文教厚生常任委員会

委員長 川 上 命